

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 黒田 成彦

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)	
地域名 (地域内農業集落名)	平戸北部① (度島三免・度島中部・度島浦)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月22日(第1回)	
	令和6年10月3日(第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、離島となっており、基盤整備地と中山間地が混在しており、水稻を中心に耕作しているが、一部では農業用水が不足する農地もみられ耕作条件に差があるため、新たな高収益作物の導入などの取り組みが課題となっている。
また、作物を作っても島外へ出荷するための輸送コストが高額となり、加えて米の価格不安定や資材高騰の影響により農業所得が低いいため、耕作意欲の低下に繋がっている。さらに、担い手を確保することができず、農業者の高齢化も進んでいるため、将来における担い手の確保は厳しい現状である。
このため、地域と中山間地域等直接支払交付金事業の連携して地域全体で水稻に組み込み、地域農業が維持されているが、将来にける農地の集積を検討する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域は、水稻の耕作を維持継続しながら、高収益作物栽培への転換等を取り入れるなど、付加価値の高い多様な取り組みを奨励し、担い手の確保と農地の保全を図っていく。
また、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織と地域が一体となって農地を利用していく体制を構築する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	80.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	80.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域や中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織、農地最適化推進委員等と調整を行い、農業を担う者への集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
本地域は、現在までに農地中間管理機構を通じた貸借が行われていない。離島であるため、主に島内のみの農業者間での貸借となるため、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織を中心に、農地中間管理機構の活用を推進し、農業者の経営状況に応じて段階的に集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業により整備された水田等を保全するため、農道や水路等の維持管理に取り組む。その他の農地については、耕作条件不利改善には基盤整備事業が必要と考えるが、工事完了後の耕作者の確保や費用面での負担が大ききことなどから、新規での取り組みは困難である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
離島であるため地域内での確保・育成は難しいことから、地域外からの多様な経営体の受け入れを検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業については、島内に委託業者が存在しないため、目標地図に位置付ける者による効率的な実施を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシなどによる鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置・維持管理を行う。
 ③ドローン等を活用した農薬・除草剤散布など、農作業の省力化を行う。
 ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などでの確認、協議を行い変更する。